

## 教 育 委 員 会 定 例 会 会 議 録

### 1 日 時

平成27年9月16日(水)

開会 9時30分

閉会 11時31分

### 2 場 所

教育委員室

### 3 出席委員及び欠席委員の氏名

出席委員 前田光久委員長、森脇健夫委員、岩崎恭典委員、柏木康恵委員、  
山口千代己教育長

欠席委員 なし

### 4 出席職員

教育長 山口千代己(再掲)

副教育長 信田信行、次長(教職員担当)木平芳定、

次長(学校教育担当)山口顕、次長(育成支援・社会教育担当)中嶋中、

次長(研修担当)中田雅喜

教育総務課 課長 長崎敬之

教育政策課 課長 宮路正弘、課長補佐兼班長 辻成尚、主幹 坂本克明

教職員課 課長 小見山幸弘、課長補佐兼班長 竹尾和彦、班長 早川巖、  
班長 加藤真也、主幹 山北正也、主幹 奥山充人

福利・給与課 課長 紀平益美、課長補佐兼班長 中野雅人

生徒指導課 課長 芝崎俊也、課長補佐兼班長 山村浩由

社会教育・文化財保護課 課長 辻善典、主幹 二見哲生、主査 福岡信吾

### 5 議案件名及び採択の結果

件 名	審議結果
議案第25号 職員の懲戒処分について	原案可決
議案第26号 職員の人事異動(市町立小中学校)について	原案可決
議案第27号 公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の 一部を改正する規則案	原案可決

### 6 報告題件名

件 名
報告1 次期三重県教育ビジョン(仮称)中間案について
報告2 平成28年度三重県職員(文化財技師)採用選考試験の実施について

報告3 平成26年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」結果について

報告4 指定管理者が行う公の施設の管理状況について

## 7 審議の概要

### ・開会宣言

前田光久委員長が開会を宣告する。

### ・会議成立の確認

全委員出席により会議が成立したことを確認する。

### ・前回審議事項（平成27年9月3日開催）の審議結果の確認

前回定例会審議結果の内容を確認し、全委員が了承する。

### ・議事録署名人の指名

岩崎委員を指名し、指名を了承する。

### ・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第25号及び議案第26号は人事管理に関する案件であるため、報告2は採用選考試験実施要項の公表前であるため、報告3は文部科学省の調査結果公表前であるため、非公開で審議することを決定する。

会議の進行は、非公開の議案第25号及び議案第26号を審議し、非公開の報告2及び報告3の報告を受けた後、公開の議案第27号を審議し、公開の報告1及び報告4の報告を受ける順番とすることを決定する。

### ・審議事項

#### 議案第25号 職員の懲戒処分について（非公開）

教職員課長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

### ・審議事項

#### 議案第26号 職員の人事異動（市町立小中学校）について（非公開）

教職員課長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

### ・審議事項

#### 報告2 平成28年度三重県職員（文化財技師）採用選考試験の実施について（非公開）

教職員課長が説明し、全委員が本報告を了承する。

・審議事項

報告3 平成26年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」結果  
について (非公開)

生徒指導課長が説明し、全委員が本報告を了承する。

・審議事項

議案第27号 公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
案 (公開)

(紀平福利・給与課長説明)

議案第27号 公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則案

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成27年9月16日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

規則案の内容について説明をさせていただきますので、2ページの要綱をご覧ください。「1 改正理由」です。被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律による地方公務員等共済組合法の一部改正等に伴い、規定の整理を行うものである。

2の「改正内容」、2つございます。地方公務員等共済組合法等の一部改正に伴い、規則で引用する法律を整理する。退職手当支給事務の効率化を図るため、退職手当発令上申書(第1号様式の10)の一部を改正する。

「3 施行期日」ですが、平成27年10月1日から施行する。

改正内容の1について、少し補足をして説明をさせていただきますので、5ページの参考資料をご覧ください。上段が改正前の地方公務員等共済組合法の第84条です。被用者年金制度の一元化を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律による改正により、平成27年10月1日から第84条が削除されます。このため、下段にあります厚生年金保険法第47条に法令の根拠を改めるといふ条例改正を平成27年6月の定例会議で行いました。改正しました条例の内容は、最後のページ、6ページの下線部分のとおりです。このたびの規則の改正につきましても、条例の改正と同じ趣旨により規則に定めています根拠規定について必要な改正を行うものです。

また、改正内容の2つ目につきましては、4ページに新旧対照表がございます。右が現行で左が改正案です。この下線部のところを事務の効率化を図るために削除するものです。

説明は以上です。

**【質疑】**

委員長

よろしいでしょうか。

**【採決】**

－全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。－

**・審議事項**

**報告1 次期三重県教育ビジョン（仮称）中間案について（公開）**

（宮路教育政策課長説明）

報告1 次期三重県教育ビジョン（仮称）中間案について

次期三重県教育ビジョン（仮称）中間案について、別紙のとおり報告する。平成27年9月16日提出 三重県教育委員会事務局 教育政策課長。

説明をさせていただきます。別紙に概要をまとめたものと、仮称「中間案」の冊子を配付させていただいております。量が多くございますので、7月15日に出ささせていただいた中間案（素案）からの変更点を主に説明させていただきます。それでは、別紙、概要の1ページでございます。構成については大きい変更はございません。1章の「総論」から5章の「ビジョンの実現に向けて」という構成で今のところ、進めております。

2 基本的事項の（1）計画の位置づけにつきましても、三重県教育施策大綱（仮称）を踏まえた計画であるとともに、三重県の「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」に位置づけるということで、ここも変更はしてございません。

（2）計画の範囲につきましては、学校教育を中心とした施策に関することとしていくということで進めております。

2ページをご覧くださいまして、（3）計画期間につきましても、10年先を見据えた4年間ということで、来年度平成28年度から平成31年度までの計画としたいと考えております。

3 三重の教育宣言でございます。ここで大きな変更がございます。前回まではリード文の後に取組方針のような形で6項目を掲げていましたが、前回も見ていただきましたように、教育施策大綱の三重の教育方針を前段に書くということで、方針が二重になってくるような形がありましたので、ここは宣言として思いを込めた文章にするということで記述をしております。

少し説明をさせていただきますと、上から2つの段落が、子どもたちをどう捉えるかという意味を込めております。「子どもたちは、一人ひとりがかけがえのない大切な存在であり、誰もが無限の可能性を持っています。」ということ。それから、「将来、地域で輝き、世界で活躍する子どもたちの姿は、私たちの「希望」であり、「未来」です。」ということを子どもたちの捉え方として示しております。

3段落目は、教育の使命として「教育には、子どもたちの可能性が芽吹く土壌をつくり、開花させ、実りある豊かな「未来」を創るという崇高な使命があります。」ということで、前回の総合教育会議で委員長からいただきました土作りという言葉

も含めまして、土壌をつくりということを入れさせていただいております。

4つ目の段落ですが、子どもたちにどうなってほしいか、また、どういう力をつけたいかということで、「私たちは、子どもたちに、生きる喜びを感じながら、志を持って夢を実現させていく力、他者と支え合いながら、社会を創っていく力を身につけてほしいと願っています。」ということで、自立と共生という言葉を使わずに、あえて文章で表現しました。

最後は、県民力の結集ということで、「私たちは、子どもたちを信じ、「毎日が未来への分岐点」という思いのもと、県民力を結集し、全力で三重の教育に取り組むことを、ここに宣言します。」ということで、大綱のキーワードでもあります「毎日が未来への分岐点」という言葉を使いまして、このような表現をしたということでございます。

4 基本施策です。若干、施策名が変わっているところがありますので、少し説明させていただきます。(1) 夢や希望をかなえる学力と社会参画力の育成のところにつきましては、学力の育成で終わっていたところに、キャリア教育等を含めて社会参画力の育成という言葉、これは大綱に合わせたわけですが、入れてあります。

それから、5番目のところ、地域に開かれ信頼される学校づくりというところとか、前回の総合教育会議でも重点取組との整理が必要であるという意見もいただきました。それから、総合教育会議の中でコミュニティ・スクールとか地域に開かれた学校づくりということを意見としていただきましたので、「地域に開かれ信頼される学校づくり」という施策名に変えました。以前は、「地域に愛され信頼される学校づくり」という名称でした。

3ページの施策でございます。この施策につきましては、基本施策は先ほど申し上げましたように施策名を少し変更しております。施策の中身について変更はありませんが、若干、基本施策の3番4番5番のところ、施策の順番を入れ替えております。これは、三重県民力ビジョンの次期行動計画と合わせたということで、順番を入れ替えました。

4ページの6 重点取組です。まず、(1)の学力の向上から、(8)の教職員の資質向上までの8本の取組をするということで、ここでは変更はないのですが、大きな変更点として(3)の心の教育の推進というところが、前回までは人や郷土を愛する心の育成という施策名でした。郷土教育に関する内容が、グローバル教育と前回の人や郷土を愛する心の育成で重なりがあり、整理をしまして、こちらのほうは心の教育の推進ということで、幼児期からの教育と人権教育、道徳教育に整理をしました。(7)の地域に開かれ輝く学校づくりですが、これも前回の指摘を受けまして、地域に開かれたということを前面に出しました。中身としては、地域と共にある学校づくりと学校の特徴化・魅力化ということで考えております。

このような構成で重点取組を構成し直したところでございます。

本冊のほうで数値目標の変更したところの主な点について説明をさせていただきますので、まず、52ページをご覧ください。道徳教育の推進でございます。ここで成果指標として、前回までは、いじめはどんな理由があってもいけないことだと

思う子どもたちの割合という指標を設定していましたが、道徳全体の指標としては、もう少し幅の広いものであったほうがいいんじゃないかという意見を受けまして、人の役に立ちたいと思う子どもたちの割合として、全国学力・学習状況調査の中の項目からデータを出してくるということを考えております。

それから、申し遅れましたが、データの数字につきましては、学力調査等新しい結果が出たものは、それを反映したところもございますので、若干変わっております。

続いて、68ページの健康教育の推進でございます。成果指標としまして、前回までは虫歯のない子どもたちの割合を指標として上げておりましたが、これも健康教育全体からするとどうかというご意見がありまして、毎日、規則正しく寝起きしている子どもたちの割合ということで、規則正しい生活習慣を目標にしたところで

97ページをご覧ください。教育施策5の地域に開かれ信頼される学校づくりの学校の特色化・魅力化でございます。ここにつきましても、学校に満足している子どもたちの割合という指標を置いていたのですが、魅力化・特色化の指標としてどうかという意見もあって、いろいろ検討しましたが、高等学校の魅力化について、中学校3年生が体験入学で県立高等学校に魅力を感じた割合ということで、多くの生徒が体験入学を経験しますので、この子どもたちがどういうふうに感じたかということ指標として設定しました。

続きまして、110ページをご覧ください。家庭の教育力の向上の施策です。これも成果指標が前回までは家庭で学校の出来事について話をしている子どもたちの割合という指標を上げておりましたが、子どもたちの家庭学習の状況ということで、家でどれほど勉強するかという指標に変えております。

128ページ、重点取組の(3)心の教育の推進です。これの全体指標のところを、前回まで人の気持ちがわかる人間になりたいと感じる子どもたちの割合ということで示しておりましたが、自己肯定感という意見もございましたので、自分には良いところがあると思う子どもたちの割合という指標に変えております。指標を含めた主な変更点は以上でございます。

## 【質疑】

委員長

これは委員の皆様一言ずつコメントをいただきますでしょうか。

柏木委員

教育大綱があって、これがあるということで、その整合性は大変なことだろうと私は思いました。今、説明を聞いている中で、中学校3年生が高校に体験入学に行ったら魅力的だと感じるのが100%という形でしたね。でも、自分に合わないところに行ったら魅力を感じないかもしれない。みんな学校訪問で3カ所ぐらい行くので、その100%というのが、書き方だと思いますが、1校でも魅力を感じたという。子どもたちは結構な数行くんです。でも、その中でやっぱり合わないと思うところもあるので、100%というのがちょっと引っかけただけです。

#### 教育政策課長

説明が不十分で申し訳ありません。もう一度、97ページをご覧ください。体験入学で魅力を感じた子どもたちの割合ですが、注釈のほうで「入学してからアンケートをとる」ということで、魅力を感じて入学したということを取りたいと考えておりました、説明が不足しておりますして申し訳ございません。

#### 柏木委員

では、これは頑張っていたきたいと。先ほどでも高校における長期欠席とか、中途退学という話もあったので、やはりこういうところをしっかりといただいて、子どもたちが高校生活を3年間しっかりと送れるように、頑張って100%を維持してください。

#### 森脇委員

まだちゃんと読めてないので、きちんとしたコメントはまたにさせていただけないかということで。

ただ、聞いていて大綱のほうから地域と学校の間関係を重点的に取り入れたということについては、とてもいいことだと全体的には思いました。

#### 岩崎委員

同じように、地域に開かれ信頼される学校づくりを基本施策の中で大きく取り上げられているというのは、僕は重要なことだろうとは思いますが、ただ、こういうふうな成果指標、活動指標、前回の総合教育会議で申し上げましたが、行政が、あるいは学校が活動すればいいという話ではない。成果指標は絶対県民にも責任があるという指標をぜひ見つけてほしいというのは、この前も申し上げたし、それをもう少し指標で考えていく必要は、パラパラ見ているときにはまだあるような気はします。何よりも平成31年度の目標値の設定というの、いつも、特に根拠があってやっているわけではないですね。1%ずつ伸ばすとか、そういう話でしょう。えいやって決める場合が僕は多いんじゃないかと思うんです。それはそれでいいので、この前も言いましたが、目標値に達しなかったときに、それがなぜかというのをみんなで検討すればいいわけで、ただ、その中では数値の置き方がこんな控えめでいいんだろうとか、あるいは、これ大丈夫、さっきの100%の話も、入学してから満足度100%ならいいのかもしれないけれどもという、それは指標の部分がどうしても県民の皆さんも一番わかりやすいところですから、そこに関心が出てくると思うので、そこで2つ、県民にも責任が負えるような指標でありたいということと、達成できなかったときにきちんとそれが説明できるような指標であってほしいと、その2点だけ申し上げておきたい。

#### 委員長

私は、まず、教育ビジョンですから、一番そこで表紙になる部分で言いますと、2ページの教育宣言のところの文章、文言です。これを今、さっと読ませていただいて、いいなと思った。ものすごくいいなと。品格もあるし、思いも込もっているし、らしさも出ていて、僕はいいなと思います。それが総論的な意見です。

個々具体論については、森脇委員も言われたように、まだ細かく見ていませんので、これはどこから切り口をいれていくか、どこから見ていくか、何をしていくかという

ことについても、そういうふういきちっと練られているんだろうと思います。

一つだけ、先ほど岩崎委員もおっしゃったような、数値設定のところ、これはほかの数値でも僕はよく気になるんですが、数値を出すと、その結果のフォローも当然入ると思うんですね。そこは当然意識しなければいけないと思うんですが、達成可能な数値を置く場合と、達成が難しいかもわからないけども、目標はここだと。だけど、現状はこうと。これは直近では無理、積み重ねが要するというのがあって、単年度で達成できなくても僕はいいと思う。目線がここにある、今こうだと。単年度ではここしか多分できないだろうけども、我々が目指すところはここだというようなものは、ビジョンならあってもいいのではないかなと思うんですが。というぐらいの意見ですかね。

あと、よろしいですか、中途半端になりました。僕はいいなと。段々方向が合ってきましたので、いいなと思っています。

教育政策課長

ありがとうございます。最後に1点、先ほどのところで修正を申し伝えるのを忘れました。110ページの指標のところですが、家庭教育のところ、成果指標の下に注釈がありますが、注釈が少し間違っておりまして、平日・休日とも1時間以上ではございませんので、また訂正をさせていただきます。

森脇委員

そこだけ、この数字を動かすのは相当大変なんです。というのは、9年間は動いてこなかった数字なので、今年も動かなかった数字、最後の聖域みたいな。これを目標に掲げた蛮勇にすごく期待しております。

教育長

これを動かさないと何ともならないです。

岩崎委員

そうそう。じゃ、この目標値はどうやって設定したのということですね。だから、これが達成しなかったときに、家庭の話をきっちりと県民に伝えられるようにしておかないといけないということだと思います。

教育長

これは学校質問紙で全部学校は全国平均を超えていると。あとは家庭のことだけが残りまして。それだけ学校教育が努力しなければならんということだと思います。

委員長

よろしいでしょうか。

—全委員が本報告を了承する。—

## ・審議事項

### 報告4 指定管理者が行う公の施設の管理状況について (公開)

(辻社会教育・文化財保護課長説明)

報告4 指定管理者が行う公の施設の管理状況について

指定管理者が行う公の施設の管理状況について、別紙のとおり報告する。平成27

年9月16日提出 三重県教育委員会事務局 社会教育・文化財保護課長。

資料の5ページをご覧ください。施設の一つである鈴鹿青少年センターの概要について簡単に取りまとめたものです。目的として、青少年を自然に親しませ、主として集団宿泊研修を通じて、心身ともに健全な青少年の育成を図るというものです。

施設の概要ですが、昭和60年に開設をいたしまして、宿泊定員368名、指定管理者は「公益財団法人 三重県体育協会」でございます。現在、3期目に入っておりまして、平成25年度から29年度までが指定管理期間となっております。

施設の設定内容は、管理研修棟、宿泊サービス棟、総合研修館棟の3階建てでございます。

6ページをお開きください。「4 利用実績」ですが、延利用者数につきましては、平成26年度は74,719人でした。定員稼働率は25.86%でございます。利用料は記載のとおりです。

6 主な主催行事ですが、単級学級学校交流会、107名の参加がございまして、目的としましては、単級学級の学校同士がキャンプファイヤーや様々な活動と一緒に行動し、友好、交流を深めるというものです。また、レッツチャレンジ2014につきましては、46名が参加をいたしまして、自然の中で異年齢の子どもたちが共同生活をしながら感動ある体験を通して自然のすばらしさを知るとともに、自然に対する理解や愛情を育てるというもので実施をしております。その他は、ご覧いただければと思います。

資料戻りまして2ページをお開きください。2ページから4ページにつきましては、指定管理者である三重県体育協会から報告を受けたものでございます。

まず(1)管理業務の実施状況ですが、①のところですが、青少年又は青少年育成関係者の研修業務や利用許可等、また、利用料金の収受等に関する業務、管理施設の維持管理及び修繕に関する業務を実施しております。また、3つ目の中点ですが、研修業務では21の主催事業を開催しております。最後の中点ですが、利用者アンケートから指摘されたことにつきまして、適宜対応を行うことで施設の利便性向上を図っております。②の補修修繕につきましては、適切に実施しております。③の県施策への配慮に関する業務につきましては、人権研修会の実施もしております。④の情報公開、個人情報保護に関する業務も適切に実施してまいりました。

3ページの収支状況です。収入の部で平成26年度、指定管理料は66,695千円、その他利用料金収入とその他の収入を合わせまして115,554,590円となりました。支出の部では、事業費・管理費合わせて110,801,750円となりまして、収支差額は4,752,840円となりました。4 成果目標とその実績ですが、目標は施設延利用者数73,300人で、定員稼働率は26.50%を目標としております。26年度の実績は、先ほども申し上げましたが、延利用者数74,719人で、定員稼働率は25.86%となりました。

今後の取組方針ですが、最後の行、定員稼働率は上昇傾向にあるため、更に効率的な受入れや利用促進を図り、目標達成に取り組むとしております。

5 管理業務に関する自己評価ですが、1の管理業務の実施状況につきましては、Bとしております。業務計画を順調に実施しているという評価でございます。コメ

ントのところですが、利用者の対応可能時間を延長することで利用者サービスの向上に努めた。また、施設維持管理では省エネ化を図る、また、省エネの呼びかけも行っております。また、鈴鹿市内の未利用小中学校を訪問いたしまして、数校が次年度から利用するという事になってまいりました。

2の施設の利用状況につきましてもBということで、おおむね目標を達成しております。定員稼働率の向上を図っていくということで、特に閑散期につきましても、スポーツ合宿の受入れを行うことができるよう、協会の指定管理施設間での情報共有を図ることとしております。

3の成果目標及びその実績はCということで、当初目標を十分に達成できていないという評価でございます。延利用者数は昨年度を下回りましたが、目標を達成することができました。定員稼働率は、第3期指定管理期間内は上昇傾向にあるものの、目標を下回っておりまして、効果的な受入れと利用促進を図ることで指定管理期間内の目標達成に努めたいとしております。

4ページです。総括的な評価ですが、2つ目の midpoint で、鈴鹿市内の未利用小中学校にターゲットを絞りまして、施設PRを行ったことで数校が平成27年度から利用することになりました。また、次の点のところですが、県内外を問わず、クラブ、企業、家族等を積極的に受入れしてまいりました。

資料戻りまして1ページをお願いいたします。指定管理者の報告を受けまして、これは県の評価でございます。2 施設設置者としての県の評価ということで、管理業務の実施状況については、指定管理者の自己評価はBですが、県の評価は空白で、空白というのは指定管理者の自己評価とおおむね同じ評価とするということでございます。コメントのところですが、多様な創作体験活動メニューを利用者に提供し、幅広い年齢層が利用できるように主催事業21事業を実施してまいりました。「また」以降ですが、計画的かつ効率的な修繕に取り組み、また、業務計画を順調に実施できたと評価をしております。

2の施設の利用状況ですが、指定管理者の自己評価はBでございまして、県の評価はマイナスとさせていただきます。指定管理者の自己評価に比べて低く評価をしております。施設利用時間の延長を行ってサービスの向上に努めるとともに、利用者アンケートの指摘などにつきましても、可能なものは直ちに対応するように努めており、施設の利便性向上に積極的に取り組んでいる点につきましては評価できませんが、成果目標の定員稼働率が目標数値を達成できなかったということで、マイナスとさせていただきます。

3の成果目標及びその実績につきましても、指定管理者の自己評価はCでございまして、県の評価も同じような評価でございます。それは、定員稼働率については成果目標26.50%に対して、25.86%と未達成であったということでございます。

総括的な評価の下の方ですが、主催事業の実施、施設設備の維持管理、利用料金収受及び利用者への対応等、いずれも協定に定める事業計画書に沿った適切な管理運営が行われたと評価します。なお、指定管理者の業務として、効率的な運営と経費削減が重要であり、施設設備の修繕については、引き続き、経年劣化を適切に

把握し、緊急度に応じて対応可能なものから計画的に実施していただきたい。また、課題である閑散期対策として、複数の県立施設の指定管理者として長年培ってきた当該法人の知識や経験、情報を活かし、冬場でも行われる大学等のスポーツ合宿をはじめ、企業などの集団宿泊研修の更なる誘致を期待したいということでございます。

続きまして、「熊野少年自然の家」に移らせていただきます。まず、11ページの概要のところをご覧ください。1. 目的につきましては、優れた自然環境の中で集団生活指導を行うことにより、心身ともに健全な少年の育成を図るというものでございまして、2. 施設の概要ですが、昭和52年に開設し、宿泊定員200名、指定管理者は、「有限会社 熊野市観光公社」が行っております。現在2期目に入っております、25年度から29年度までの5年間となっております。

3. 施設設備内容につきましては、宿泊棟と野外施設で構成されてございまして、建物は2階建てとなっております。

12ページをご覧ください。4. 利用実績ですが、26年度の延利用者数は、28,720人、定員稼働率は17.6%でした。利用料は記載のとおりです。主な主催事業ですが、ホテル祭りには、夏の夜の森を散策しながらホテルを鑑賞するとか、次のスターウォッチングにつきましては、土星・火星と春の星座観察、アンドロメダ大星雲と秋の星座の観察、そして冬の星座観察等々を実施してきております。

8ページをご覧ください。熊野市観光公社から受けた報告でございまして。(1)管理業務の実施状況の①ですが、青少年及び社会教育関係団体の施設の利用、利用許可、料金収受及び関係者の研修業務に関する業務を実施しております。3つ目の中点のところですが、主催事業・共催事業では、幼児から一般まで幅広く青少年の健全育成と生涯学習を実施してまいりました。一つ飛んだ中点ですが、イベントのご案内を作成し、東紀州地域を中心に、小中学校68校へ配布したり、地元のケーブルテレビ等を活用して主催事業のPRを積極的に行って、情報発信の充実に努めております。最後の点のところですが、利用促進のため、定期的に県外の学校へ訪問もしております。

②の施設の維持管理及び修繕ですが、利用者アンケートに寄せられた意見を踏まえて施設改良を実施しております。

③の県施策への配慮に関する業務ですが、人権に関する研修会にも参加をしておりますし、4つ目の点のところ、地元中学校の職場体験活動に協力するため、生徒3名を施設に受入れもしております。④情報公開・個人情報保護につきましても適切に実施をしております。

9ページの収支状況のところですが、平成26年度、指定管理料は42,557千円で、その他利用料収入とその他の収入で合わせて48,541,209円となりました。支出の部につきましては、事業費・管理費等で48,537,736円で、収支差額は3,473円でした。

4 成果目標とその実績ですが、成果目標、延施設利用者数27,500人、定員稼働率17%に対しまして、実績は施設利用者数は28,720人、定員稼働率

は17.6%でございました。今後の取組方針ですが、高速道路も整備され、都市中心部からの所要時間も短縮されたので、今後は県内も含めて利用促進に取り組んでいきたい、また、スポーツ文化合宿の基地としての利用も重ねて促進していきたいとしております。

5 管理業務に関する自己評価ですが、管理業務の実施状況につきましては、Bという評価で、業務計画を順調に実施しております。コメントのところですが利用者アンケートで指摘をされた意見等につきまして、改善できるものは直ちに着手してまいりました。真ん中あたりですが、施設の情報発信として自然の家会員登録者制度を利用し、当該会員向けにメールマガジンを発行するなど、リピーターの確保にも努めております。施設の利用状況につきましても、Bということでございます。県内の小中学校による集団宿泊体験研修を中心に、スポーツ、文化クラブの合宿の拠点として活用されました。主催事業におきましては、幼児から一般まで幅広い層が参加可能な事業を行っております。成果目標及びその実績についてもBでございます。

10ページをお開きください。総括的な評価のところですが、2つ目の中点ですが、主催事業の開催にあたりましては、東紀州エリア、和歌山、奈良両県の一部地域の小学校へチラシ配布を継続し、また、ZTV等のメディアを通して募集活動を行ってまいりました。5つ目の中点ですが、高速道路の整備が促進されたことによりまして、東紀州を訪れる人も増加しました。短縮された所要時間を活かし、今後は施設設置目的である小中学校の宿泊研修の場として、遠隔地からも利用していただけるよう営業活動にも力を入れて取り組んでいきたい。また、スポーツ、文化クラブの合宿基地としての役目も担っていききたいということでございます。

7ページをお開きください。これは県の評価でございます。2の1の管理業務の実施状況につきましては、指定管理者の自己評価に対して県の評価も同様で空白としております。コメントのところですが、地域の豊かな自然等を活かし、主催事業21事業を実施しました。また、関係団体との共催事業14事業を実施するなど、施設周知と利用拡大にも努めておりますし、リピーターの維持にも努めております。また、計画的かつ効率的な修繕もいたしまして業務計画を順調に実施できたと評価をしております。2の施設の利用状況につきまして、指定管理者の自己評価はBですが、県も同様でございます。開所日の拡大に取り組むなど、利用者サービスの向上に取り組んでいる点を評価もしております。成果目標及びその実績につきまして、指定管理者の自己評価はBですが、県も同様としております。

最後、総括的な評価の下のところですが、主催事業の実施、施設設備の維持管理、利用料金収受及び利用者への対応等、いずれも協定に定める事業計画書に沿った適切な管理運営が行われたと評価できる。今後も学校教育やその他の関係機関と連携した自然体験活動の充実に取り組みながら、利用者サービスの向上と利用者拡大に引き続き取り組んでいただきたい。また、閑散期対策としてスポーツ合宿をはじめ、集団宿泊研修の更なる誘致を期待したいというものでございます。

【質疑】

委員長

ご意見よろしいですか。

岩崎委員

聞きたいことがあって、数値目標のところでは定員稼働率が、例えば鈴鹿のほうですが、延利用者数が伸びたのに定員稼働率がだめだったのかな。数値目標には届いていないという、ここの部分の考え方というのはどういうふうに見ればいいんですか。

社会教育・文化財保護課長

定員稼働率のほうは、宿泊でカウントしております、延利用者数は宿泊外の日帰りもカウントしておりますので、その違いがございます。

岩崎委員

そういう形で反映されるんですね。それから、大規模修繕は指定管理者がやるんですか。

社会教育・文化財保護課長

大規模修繕は県が予算化をして、指定管理者のほうでやっていただくことになると思います。

岩崎委員

ただ、鈴鹿のほうだと、それもちょうとやってくださいみたいな書き方がしてあったので、こんなことを受ける指定管理者はすごいなと思って見ていたんですが、読み方が違うんですか。

社会教育・文化財保護課長

大規模修繕は県が予算化することになっております。鈴鹿青少年センターでは自己財源も結構ありますので、これを使って自主的に実施していただいております。

岩崎委員

緊急度に応じて対応可能なものから計画的に実施していただきたいと書いてあるから。

中嶋次長

補足説明を。協定を指定管理者と結んでおりますので、当然大きな抜本的な問題とか大規模設備については県で、その他設備に関しても無償貸与してある部分について、必要なものについては指定管理者でという仕分けができております。

岩崎委員

当然してあるだろうとは思いますが。

委員長

よろしいですか。

—全委員が本報告を了承する。—